

「加賀市健やか親子 2 1 計画(第 2 次後期)」
の策定について

加賀市健やか親子21計画(第2次後期)の策定について

1 計画策定の趣旨

国の健康増進における国民健康づくり運動である「健康日本 21」と母子保健に関する取組を推進する「健やか親子 21」を踏まえ、全てのライフステージを通じた健康づくり計画として「かがし健康応援プラン 21（第二次）」（平成 25 年度～令和 4 年度）を平成 25 年 3 月に策定し、乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた健康づくりを推進してきました。

国は、平成 13 年に 21 世紀の母子保健対策の主要な取組を示すビジョンとして、「健やか親子 21（第 1 次）」が開始され、平成 26 年にその最終評価を踏まえ「健やか親子 21（第 2 次）」に見直しされました。少子化に伴う子育て環境の変化や家族形態、家庭環境の違いが多様化する中で、子どもがより健やかに生まれ育つためには子育て支援の充実とともに、個々の状況に応じた多様性を認識した母子保健サービスを展開することが重要とし、10 年後に目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現としました。

本市においても、「健やか親子 21（第 2 次）」の趣旨と母子保健計画策定指針に基づき、「加賀市健やか親子 21（第 2 次）」（以下「本計画」という。）を平成 27 年 3 月に新たに策定し、必要な母子保健事業に取り組んできました。

母子保健対策として、近年の妊産婦や子育て世帯を取り巻く環境の変化等を踏まえ、子育て支援の充実に加え、妊娠・出産支援の充実を図るとともに、妊娠・出産・子育てへの連続的支援を提供することができる体制づくりが求められています。

これらの状況を踏まえ、本計画の計画期間は、平成 27 年度～令和 6 年度の 10 年間であり、策定から 5 年目である令和元年度は、母子保健の現状や事業評価を行い、更なる推進に向け後期 5 年間の計画（以下「後期計画」という。）を策定します。

2 計画の概要

（1）計画の位置づけ

後期計画は、「健やか親子 21（第 2 次）」が示す趣旨や 3 つの基盤課題と 2 つの重点課題や指標を基本とし、母子保健計画策定指針に基づき、市町村が策定する「母子保健計画」として策定するものです。

また本計画は、「かがし健康応援プラン 21（第二次）」の中の第 IV 章「次世代の健康（加賀市健やか親子 21）」に包含された「加賀市健やか親子 21（第 2 次）」として、平成 27 年度に別冊で策定しましたが、「かがし健康応援プラン 21（第二次）」の計画期間と異なることから、今後は、後期計画と平成 30 年 4 月に中間評価を行った「かがし健康応援プラン 21（第二次）中間評価（加賀市食育推進計画含む）」をもって、それぞれのライフステージに応じた健康づくり対策を一体的に推進します。

なお、後期計画の策定にあたっては、「第2次加賀市総合計画」の基本方針に基づくとともに、上位計画である地域福祉計画や次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画においては、母子保健に関連する事項も含まれていることから、「加賀市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画と整合性を図ります。

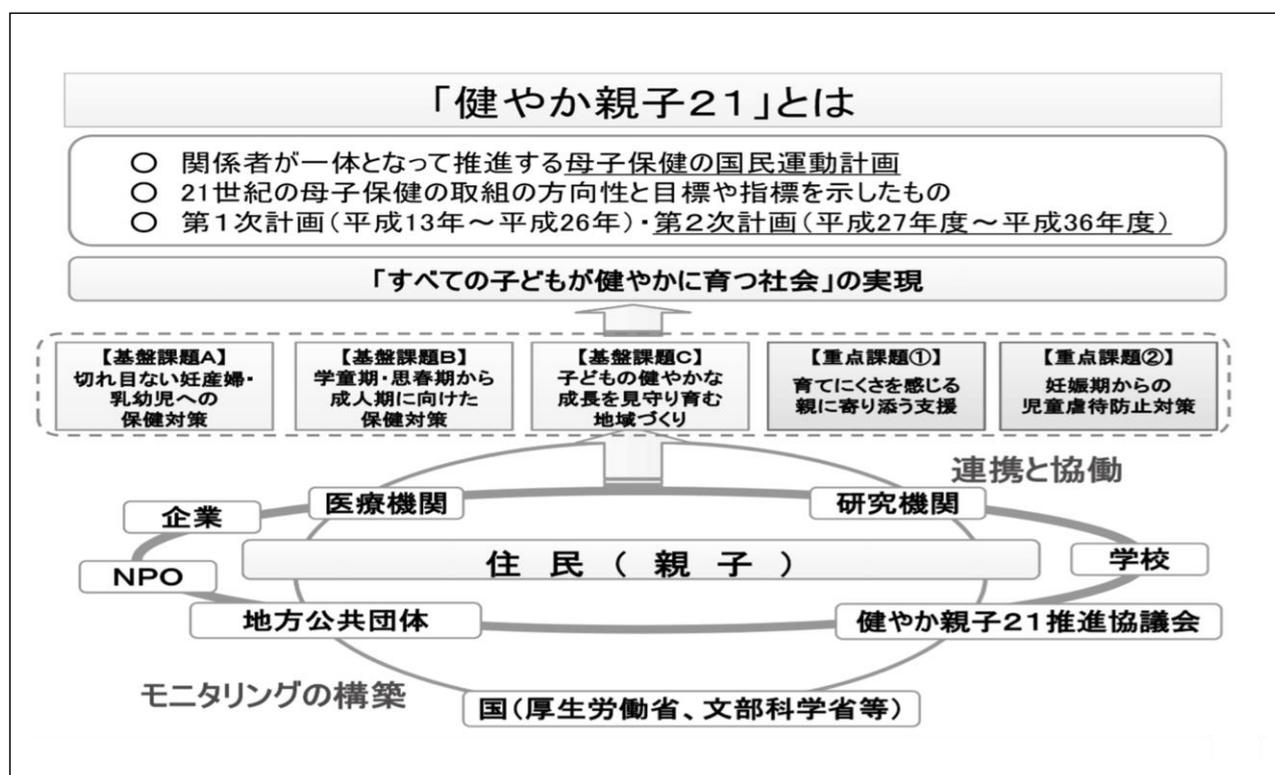
(母子保健計画策定指針について)

母子保健計画は、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、妊娠、出産、その他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健施策の推進に資するものである。このため、各地方公共団体において母子保健計画を策定することが求められる。

(母子保健計画策定指針について)

母子保健計画は、市町村及び都道府県が策定するものとする。

※母子保健計画策定指針抜粋



(2) 後期計画に盛り込む事項

- ① 母子保健に関する地域の状況(地域の状況に関する指標、サービス提供の現状等)
人口動態、母子の健康状況、母子保健サービス提供の状況
- ② 課題と指標の目標設定等
「健やか親子21(第2次)」で示された課題や指標を基本とする。(上図参照)
- ③ 評価及び見直し
目標等、目標を達成するための推進体制及び関係者の責務と役割、目標達成に要する期間、方策、評価及び見直し、結果の公表

3 計画期間

後期計画の期間は、令和2年度から国が示す「健やか親子21（第2次）」の終了年度と同じ令和6年度までの5年間とします。

H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
かがし健康応援プラン21（第二次）											
						加賀市食育推進計画					
加賀市健やか親子21（第2次）前期計画						加賀市健やか親子21（第2次）後期計画					

4 策定スケジュール

後期計画の審議については、「加賀市健康福祉審議会規則」に基づき健康分科会で行うこととなります。

日付	内容
6月	策定方針の決定
12月	計画素案の提示
2月	計画最終案の提示・確定